

サロンが抱える  
"コンプラ"問題  
compliance

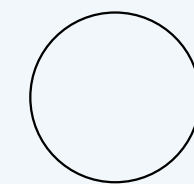
これって、アウト!?

コンプライアンス(法令遵守)が取り立たされる昨今、サロンでのコンプライアンスも重要になっているようです。この企画は、一見、難しくなりがちなコンプライアンスの問題をかみ砕いて分かりやすく紹介。“コンプラ”問題と略して、身近に、かつカジュアルに解説します。

解説 伊澤昌高

非営利型一般社団法人エシカル・ビューティ・アソシエーション

1978年9月生まれ。和歌山県出身。2001年、関西美容専門学校通信科卒業。高校卒業と同時に渡英し、イギリスの『TONI & GUY』に勤務。Canterbury店でスタイリスト/カラリストとしての腕を磨いた後、1998年帰国。その後、都内5店舗でカラリストとして活躍。現在は、非営利型一般社団法人エシカル・ビューティ・アソシエーションの理事長を務め、サロンで行うケミカル施術のリスクなどについて全国で啓蒙活動を行う。



"COMPLIANCE" #06

第6回

美容室で医療行為?どこまでセーフ?

セルフホワイトニング、エステ脱毛

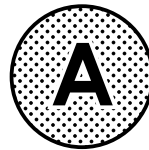
QUESTION

トータルビューティーが進んでいますが、セルフホワイトニング、エステ脱毛や、シミ取りなど美容室で行っても大丈夫ですか?



ANSWER

大丈夫なもの、大丈夫じゃないものがあります。



OK



ワックス脱毛 (ブラジリアンワックス)

OKと言っても、見解によってはグレーになることも。またトラブルには要注意!

グレー



セルフホワイトニング

歯科医師や歯科衛生士以外がお口の中に触れることは違法。そのため口内に薬剤を塗ったり、洗浄したりすることはできません。そこをセルフで行うという意味で、法律上、違法ではありませんが、グレーな施術といえるでしょう。

NG



レーザー脱毛/光脱毛、シミ/ホクロ取り

用いる機器が医療用であるか否かに限らず、レーザー光線、またはその他の強力な光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為は医師以外は禁止されています。これら「毛包幹細胞を変性させる」行為が医療行為に当たります。

NG



アートメイク

厚生労働省は、2001年にアートメイクが医療行為に当たる見解を示しています。

POINT

「違法でない=合法」とは言えない場合があります。メニュー導入の際には専門家に相談しましょう。

POINT

医療行為に当たる施術は当然美容室では行うことができません!

専門家・行政書士の岡村先生に聞きました!

こんなことも注意してください

グレーな領域への注意が必要!

平成22年度に全国消費生活情報ネットワーク・システム(PI0-NET)に登録された消費生活に関する「危害情報」は、実に8,683件ありました。これを見ると、「医療サービス」が720件\*で1位、「エステティックサービス」が595件で3位と上位を占めております。ちなみに医療サービスの少なくとも300件程度は、美容医療に関するものと見られています。その内訳に関してエステでは、脱毛、美顔、痩身、まつ毛エクステンション、まつ毛パーマ、アートメイクが多い結果。対して美容医療については、美容整形一般(二重瞼・リフトアップ等)、脱毛、美顔、シミ取りの危害が多くなっています。美容室はまつ毛エクステンションや、まつ毛パーマの施術はもちろん可能です。また法律上、それ以外のメニューを行う際はエステサロンと同様の枠組みと考えられます。従来、美容室でのエステメニューはエステサロンのように機器を使うものは少なく、手技によるものが中心でした。これが近年の「トータルビューティ」の流れにより、機器を使うメニューが多くなっているようです。

一方で最近、一部のサロンで流行している歯の「セルフホワイトニング」は、違法ではないのですが、グレーな領域と言えると思います。当然ながら美容師はお客様の

お口の中に触れることはできません。現在の日本の法律では、歯科医師や歯科衛生士以外の方がお口の中に触れると違法と見なされます。セルフホワイトニングは文字通り、そうした薬剤塗布や、機械照射を、セルフ、すなわちお客様がご自身で行うため、違法ではないと解釈されるのです。とはいえ、繰り返しますが、ここで言う「違法ではない」は、すなわち「合法」にはなりません。

また、現在美容機器として発売されている「微ライト脱毛機」も、何らかの法解釈で医療機器だと判断された場合は美容室での施術は出来なくなります。その判断基準は、「物理的に毛を焼き切ったり切断したりする機器→美容機器」、「レーザー等により毛根部分に作用する機器→医療機器」となります。

これらのように比較的新しいメニューで美容か医療かの判断が難しい領域に関しては、市場でのトラブルが規制へと繋がる人が多いようです。そのため、最新のメニューやグレーゾーンのメニューを導入する場合は、先々を考えて検討することも重要になってきます。

サニー行政書士事務所  
(一社)エシカル・ビューティ・アソシエーション 理事

岡村陽介

1978年(昭和53年)4月生まれ。新潟県出身。2003年、University of Stirling(スコットランド)大学院修了後、教育産業関連企業に就職。その後、キャリアを積み、2013年に「サニー行政書士事務所」を設立。専門は化粧品薬事。同会の理事も兼務し、主に生活衛生に関する行政の動向や、法律面でのアドバイスなどを行っている。

まとめ

- ① 法律上、「違法でない」は、「合法とはいえない」ことを理解する
- ② グレーな場合、刑事事件とし罰せられなくとも民事訴訟された場合には責任度合いが重くなる可能性がある
- ③ 脱毛、シミ取りは違法な場合が多いが、一部グレーなものもある模様。グレー領域のメニューでは、完全に合法と言えるものは少ないと考えられる
- ④ 美容室でのアートメイクはNG
- ⑤ ワックス系の脱毛は違法ではないとは言え、施術リスクがある。そのため、正しい訓練と衛生面の確立などを怠らないようにする必要がある
- ⑥ セルフホワイトニングは違法性がないように「セルフ」としているが、同時に合法という「お墨付き」があるわけではない